

## お 知 ら せ

本学大学院経営学研究科経営学専攻修士課程（2年制コース）は、厚生労働大臣が指定する一般教育訓練講座として再指定を受けました（指定期間：平成30年4月1日～令和3年3月31日）。今年度次期の再指定に向け、申請手続きに入る予定になっております。

これにより、次に該当する雇用保険の被保険者又は被保険者であった方が、本専攻博士前期課程に入学・修了し、一定の期間内に所定の支給申請を行った場合、最高10万円の給付金が支給されます。

### ①雇用保険の被保険者

一般教育訓練の受講を開始した日（本専攻では入学式の日）において雇用保険の一般被保険者である方のうち、支給要件期間（注1）が3年以上（※）ある方。

### ②雇用保険の被保険者であった方

受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（注2）であり、かつ支給要件期間が3年以上（※）ある方。

※上記①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が1年以上あれば可。

（注1）支給要件期間とは、受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者等（一般被保険者、高年齢被保険者又は短期雇用特例被保険者）として雇用された期間をいう。また、その被保険者資格を取得する前に、他の事業所等に雇用されるなどで被保険者等であったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、その被保険者等であった期間も通算する。

なお、過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者等であった期間は通算しない。このため、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上とならないと、新たな資格が得られないことになる。また、このことから、同時に複数の教育訓練講座について支給申請を行うことはできない。

上記要件に加え、平成26年10月1日以降に教育訓練給付金を受給した場合、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに3年以上経過していることが必要である。

（注2）被保険者資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、当該被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（適用対象期間）を、その受講を開始できない日数分（最大19年まで）、延長することができる。

以上が一般教育訓練に関する教育訓練給付金制度の概略です。教育訓練給付金の受給資格の有無については、希望に応じて、ハローワークに支給要件の照会をすることができます。なお、この制度の詳細は厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、そちらをご覧ください。